

(別添5)

労働安全衛生マネジメントシステムの評価に関する研修の講師の要件

科 目	講師の要件
1 労働安全衛生マネジメントシステムの目的と意義	ア 安衛則第87条の5第2項又は第3項に定める要件に適合する者
2 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針及びそれに従った措置の実施方法	イ 平成18年3月31日以前に、平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修の講師を務めた経験のある者
3 危険性又は有害性等の調査の目的と意義	ア 安衛則第87条の5第2項又は第3項に定める要件に適合する者
4 危険性又は有害性等の調査等に関する指針及びそれに従った調査の実施方法	イ 平成18年3月31日以前に、平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者研修の講師を務めた経験のある者
5 労働安全衛生マネジメントシステムの評価の方法	ア 安衛則第87条の5第2項又は第3項に定める要件に適合する者であって、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況の評価の経験を5件以上有する者
6 労働安全衛生マネジメントシステムの評価の演習	イ 平成18年3月31日以前に、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に従って事業者が行う自主的活動の実施状況の評価の経験を10件以上有する者